

記者発表：徳島県政記者クラブ

平成29年2月6日
四国地方整備局
小松島港湾・空港整備事務所

南海トラフ巨大地震発生後の航路確保に向けて ～ 海洋環境整備船が合同で訓練を行います ～

全国初の試みとして2つの地方整備局**合同**の**緊急確保航路の訓練**を**徳島小松島港沖**で行います。

訓練は、大阪湾と瀬戸内海の海上輸送航路を緊急確保することを目的に、四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所と近畿地方整備局和歌山港湾事務所が連携して行います。小松島港湾・空港整備事務所における訓練は、次のとおり行います。

1. 訓練日時：平成29年2月13日（月） 8:30より
※海上悪天候により、訓練日時を変更する場合があります。
2. 訓練場所：小松島港湾・空港整備事務所及び徳島小松島港沖海域
3. 取材対応：次のとおり取材対応させていただきます。

<小松島港湾・空港整備事務所 災害対策支部での訓練>

- ・場所：四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所 1階会議室
- ・時間：8:30～9:30（9時よりプレス向け訓練概要説明をさせていただきます。）
- ・公開訓練：図上演習、通信訓練

<海上での訓練>

- ・交通手段：港湾業務艇「ひのみね」（船上からの訓練撮影となり、途中で下船することは出来ませんので、あしからずご了承ください。）
- ・集合場所：小松島港湾・空港整備事務所からご案内します。
※事務所で9時から説明を受けてください。
- ・乗船時間：9:30～10:30 うち訓練は9:50～10:10を予定
- ・公開訓練：海洋環境整備船による流木の回収切断・放水銃、
港湾業務艇からドローン飛行

4. 取材申込：中止時や延期時のご連絡や、港湾業務艇乗船者の調整に必要となりますので、別紙様式にて事前申込をお願いします。なお、申込は、2月9日（木）までにFAXでお申し込みください。港湾業務艇の申込者多数の場合、乗船人数を調整させて頂くことがあります。
5. その他：訓練に参加する海洋環境整備船「みずき」及び「海和歌丸」の概要については、添付資料をご参照ください。

※ 本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト【No.1 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト】などに該当します。

【問い合わせ先】 ◎：主な問合せ先

国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所
副 所 長：新見 泰之

◎海洋環境・防災課長：堀家 正 電話 0885-32-1090



国土交通省

Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

平成29年2月6日

近畿地方整備局 和歌山港湾事務所
四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所

南海トラフ巨大地震発生後の航路確保に向けて ～ 海洋環境整備船が合同で訓練を行います ～

訓練は、大阪湾と瀬戸内海の海上輸送航路を緊急確保することを目的に、近畿地方整備局和歌山港湾事務所と四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所が連携して行います。

緊急確保航路の2地方整備局合同訓練の取り組みとなります。

<想定>

南海トラフ巨大地震等の津波で大量の浮遊物が海に流出し、紀伊水道の航路の入口がふさがれたとの想定の下、和歌山からは海洋環境整備船「海和歌丸」、徳島からは同じく「みずき」、が出動し、紀伊水道航路の緊急確保を図ります。

◆訓練日時、訓練場所

日程：平成29年2月13日（月）

場所：徳島小松島港沖合海域等

◆主な海上訓練（予定）

- ・海洋環境整備船による航路啓開（流木回収・切断）、流出油対策（放水拡散）
- ・港湾業務艇による調査・測量（ドローン調査、海底3D測量）

【問い合わせ先】

近畿地方整備局 和歌山港湾事務所

副 所 長 ： 相馬 昇 電話 073-422-8186

海洋環境・防災課長： 渋谷 和之 電話 073-422-8191

四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所

副 所 長 ： 新見 泰之

海洋環境・防災課長： 堀家 正 電話 0885-32-1090

小松島港湾・空港整備事務所
海洋環境・防災課 宛

FAX:0885-32-1125

南海トラフ巨大地震発生後の航路確保に向けて
海洋環境整備船合同訓練
取材申込書

※中止時や延期時のご連絡、港湾業務艇乗船者の調整に必要となります。

2月9日(木)までにFAXで申し込みください。

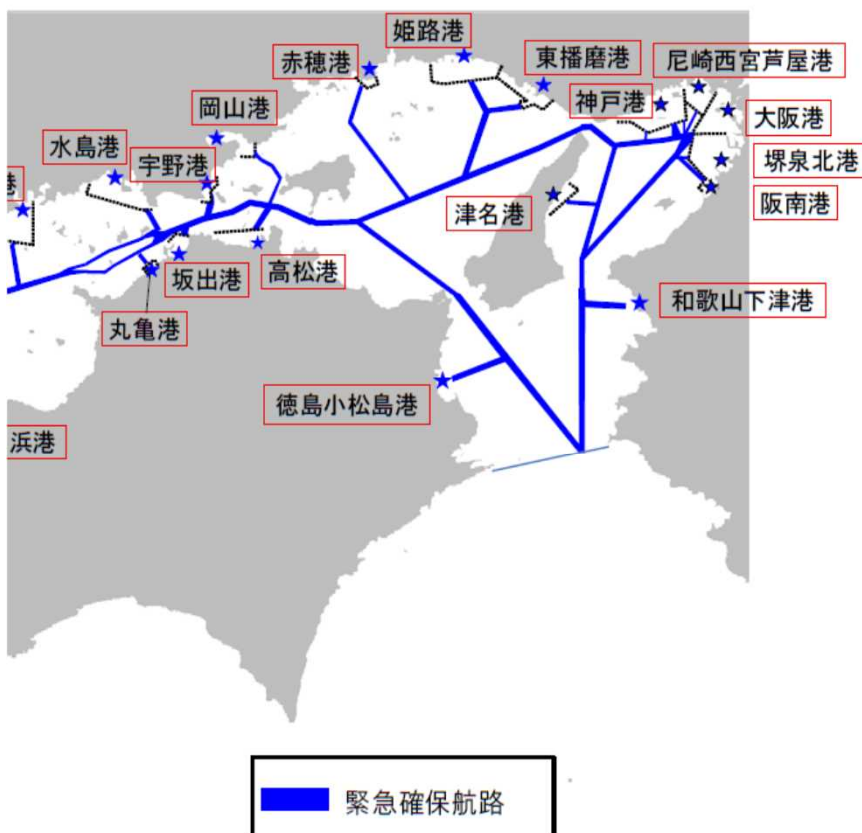
貴社名		
連絡先	TEL:	FAX:
連絡担当者		
乗船取材希望	有(乗船希望人数: 名) ・ 無	
連絡事項など		

緊急確保航路とは、

- 東日本大震災で発生した津波により、大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資輸送船をはじめとする船舶の航行が、困難となりました。
- この教訓を踏まえ、平成25年6月に港湾法が改正され、非常災害時に港湾に至る船舶の交通が困難となる恐れのある水域について、緊急確保航路として指定することとなりました。
- 災害が発生した際には、国が緊急確保航路において迅速に啓開作業を行うこととしています。
- 平成26年1月に、東京湾、伊勢湾、大阪湾に係る緊急確保航路が指定され、南海トラフ地震等で同様の被害が想定される「瀬戸内海に係る緊急確保航路」については平成28年7月に追加指定されました。



緊急確保航路に係るイメージ図



※ は内閣府公表「南海トラフ地震における具体的な
応急対策活動に関する計画」で示された海上輸送拠点港

訓練場所

別図1



小松島港湾・空港整備事務所 災害対策支部 訓練会場(集合場所) 案内図

別図2



紀伊水道 緊急確保航路 航路啓開訓練 「海和歌丸」「みずき」合同訓練

航路啓開演習(流木回収・切断)



流出油対策演習(放水拡散)

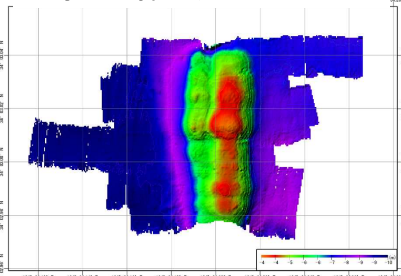


ドローン飛行演習(上空からの調査)

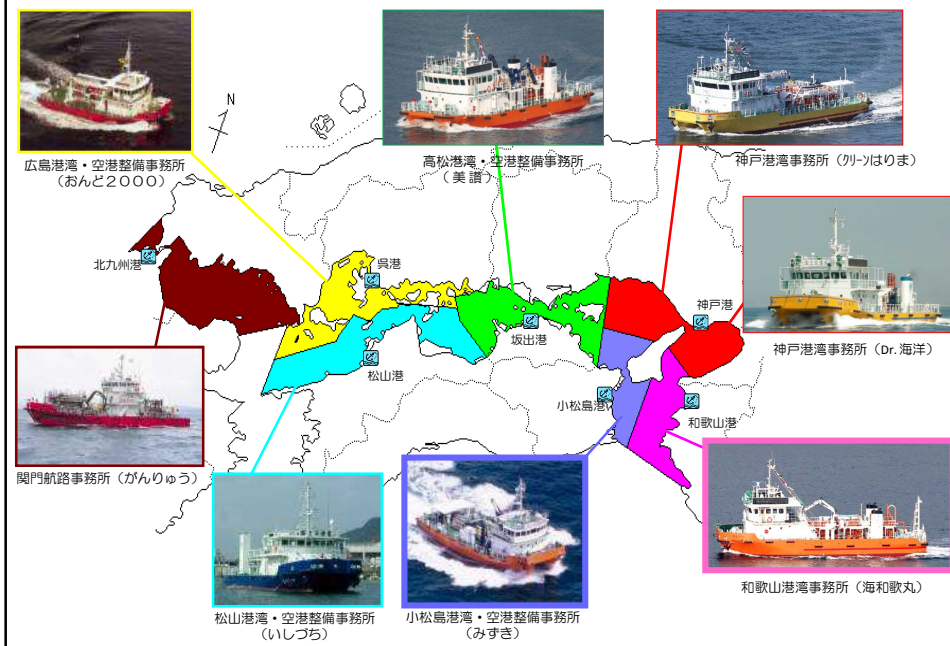


※ドローン飛行は(株)環境防災との合同訓練です。

海底3D探査(出カイメージ)



海洋環境整備船の担務海域(瀬戸内海海域)



東日本大震災に伴う海洋環境整備船の応援派遣



応援派遣(東日本大震災)の活躍状況

